



平成 27 年 6 月 4 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 憲 郎
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 コーポレートコミュ 白 土 朋 之
ニケーション室長
(TEL. 03-5284-8326)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 4 日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について一部改定することを決議いたしましたので、改定後の内容を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループは、「倫理規程」および「コンプライアンス規程」に基づき、法令及び定款、社内規程のほか、法令の趣旨および精神を尊重することを経営の基本方針として実践しています。

また、取締役は、当社および子会社に対し、高い企業倫理と厳格な法令遵守の浸透に努めます。

(2) コンプライアンスリスクの低減を図るため、「コンプライアンス委員会」において、全社的な運用状況と問題点の把握に努め、企業倫理を遵守するための体制を整備し、周知徹底を図ることで違反行為を未然に防止します。また、正しい知識を付与するために、適宜、コンプライアンス教育研修を全役職員に実施し周知徹底を図っています。

(3) 反社会的勢力の排除に関しては、その方針・基準を「反社会的勢力対策規程」において定め、さらに、弁護士や警察等と連携し、組織的に対応する体制を構築しています。

(4) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定めるとともに、必要な体制の整備・改善に努めています。

(5) 当社グループの業務遂行が、法令、社内規程等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提言を行うため、各業務執行部門から独立し、かつ社長直轄の部門として内部監査室を設置し、内部監査を行っています。

(6) 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正し、グループ内のコンプライアンスを徹底するために、「内部通報規程」に基づく内部通報制度を設けています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切に保存ならびに管理を行っています。

(2) 「情報セキュリティ基本方針」に基づいて情報資産を適切に管理しています。また、機密区分・重要度に応じた閲覧権者の明確化、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置等について役員に対し周知・徹底を図っています。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理担当役員ならびにリスク管理担当部署を配置し、当社グループ全体のリスクマネジメント体制を整備しています。

(2) リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、「情報開示規程」および「適時開示実施要領」に基づき、重要情報の基準および開示基準を定めています。

また、「取締役会規程」に基づき、取締役に関する事項、決算に関する事項、事業運営に関する重要事項のほか、利益相反取引や子会社および関係会社との重要な取引等により、当社に影響を及ぼす可能性のある事項については取締役会にて決議いたします。

(3) 「コンプライアンス委員会」は、当社グループのコンプライアンスおよびリスク管理への取り組みや進捗状況等、適宜、取締役会に報告を行います。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社及び子会社においては、執行役員制度により業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図っています。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜に臨時取締役会を開催します。

(3) 当社グループの経営目標を中期経営計画として定め、同計画を踏まえ、毎事業年度ごとの予算編成や事業計画を展開・具体化します。毎事業年度の計画目標の達成に向けては、「取締役会」においてその執行及び課題の進捗状況を把握しています。

(4) 「取締役会規程」、「執行役員規程」、「業務分掌規程」、「子会社管理規程」、「決裁権限基準」を設け、各業務の執行にあたる役員の権限の範囲、責任の所在の明確化を図ることで、意思決定の迅速性及び効率性を確保しています。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループは、「子会社管理規程」等において、子会社の重要な事項については当社への報告、当社での決裁等がなされる体制が整備されています。

(2) 当社子会社は、当社との定期的な会議等を通して、当社への報告を行います。また、法令違反その他内部統制にかかわる重要事項を発見した場合は、直ちに当社の取締役および監査役に報告しています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役がその職務を専従して補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて、取締役会は監査役会と協議し、監査役の職務を補助すべき監査役スタッフ等を置くこととします。

(2) 監査役の職務を補助するスタッフが置かれる場合、当該スタッフは監査役の指揮命令の下に職務を行うものとし、取締役からの独立性を確保します。また、当該スタッフの人事異動、人事評価並びに懲戒処分等については、監査役の同意を得ることとします。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社の監査役は、「取締役会」等の重要な会議に出席し、グループの経営状態、業務執行の意思決定プロセスについて常に把握し、監査しています。

(2) 当社の監査役に対しては、内部監査室より、内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行っており、当社の監査役は必要に応じて内部監査室に調査を求めるなど内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しています。

(3) 当社の監査役に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、コンプライアンスに関する報告相談窓口へ寄せられた情報、予め取締役と協議して定めた監査役会に対する報告事項等について、取締役等から適切かつ有効に報告がなされる体制が整備されています。

(4) 「内部通報規程」に基づき、報告相談窓口である「通報窓口」に報告した者への報復行為を禁じ、当社の監査役への報告を理由とする不利な取扱いがなされないことを確保するための体制を整備しています。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役職務の執行に必要と認められる費用の支出および監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。また、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が支払うこととしています。

9. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるものとします。

(2) 代表取締役社長及び取締役は、監査役と定期的に会合をもち、状況報告及び意見交換を行います。

(3) 当社の監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に会合を持ち、意見交換・情報交換を行っています。

以上